

令和6年8月16日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

内閣府規制改革推進室

## 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」の御案内

～ 常時提案を受け付けております ～

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

内閣府規制改革推進室では、役所の縦割りや前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民や企業及び団体等の声をお伺いして改革に結び付けるため、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」を開設し、常時、皆様からの提案を受け付けております。

日常生活や仕事において不便を感じている、あるいは改善を図るべきと思える国の制度がございましたら、ぜひ具体的な改革提案をお寄せ下さい。提出に関しては、内閣府ホームページの「受付フォーム」からオンラインで提出いただくほか、電子メール又はCD-Rなどの記録媒体等の郵送による提出も可能です。

また、多数の御提案を一度に提出いただく場合には「要望書」等による受付も行っております。

※具体的な方法等に関しては添付しております『「規制改革・行政改革ホットライン」への提出方法』を参照いただけますよう、よろしく申し上げます。

<本件に関する問い合わせ先>

内閣府規制改革推進室

規制改革・行政改革ホットライン担当

電 話：(代表) 03-5253-2111

(内線 32444 又は 32453)

月曜日～金曜日 9時30分～17時15分

## 『規制改革・行政改革ホットライン』への提出方法

### 1. 内閣府ホームページからの提出

内閣府ホームページにアクセスし「受付フォーム」からの提出をお願いします。なお、記入にあたっては別添「<記載例>規制改革に関する提案（HP）」を参照して下さい。

●内閣府ホームページURL [受付フォーム]

[https://form.cao.go.jp/kokumin\\_koe/opinion-0016.html](https://form.cao.go.jp/kokumin_koe/opinion-0016.html)

### 2. 電子メールによる提出

所定の様式に記入していただき、下記メールアドレス宛て提出をお願いします。なお、記入にあたっては別添「<様式>規制改革に関する提案」を参照して下さい。（様式は電子メールで送付しますのでお問い合わせください。）

なお、「要望書」等については特に様式を定めておりませんので任意の様式で作成いただいたものを提出して下さい。

●提出先のメールアドレス：kisei\_gyousei\_hotline.z8a@cao.go.jp

### 3. 郵送による提出

(1) 記録媒体等による提出 注：記録媒体等の返却は行いません。

所定の様式に記入していただき、CD-Rなどの記録媒体等に保存した上で下記の送付先宛て提出をお願いします。記載例や「要望書」等の取扱いについては「2. 電子メールによる提出」と同様になります。

(2) 書面による提出

要望書等について書面提出を行う場合には、下記の送付先宛て提出をお願いします。なお、「要望書」等については特に様式を定めておりませんので任意の様式で作成いただいたものを提出して下さい。

●送付先

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 内閣府規制改革推進室 宛

※封筒の表面には「規制改革要望書等在中」と明記して下さい。

# <記載例>規制改革・行政改革に関する提案(HP)



内閣府ホーム > 内閣府共通政策等登録システム

## 規制改革・行政改革に関する提案

規制改革推進室・行政改革推進本部事務局

内閣府規制改革推進室及び内閣官庁行政改革推進本部事務局では、規制改革・行政改革について、広く国民の声を伺い、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等の皆さんからの提案を受け付ける「規制改革・行政改革ホットライン（総割り110番）」を設置しております。

規制改革や行政改革に関する提案をお寄せください。

なお、御提案に当たっては、**留意事項**（PDF形式：195KB）を御確認願います。

- 受付フォームはこちら
- いただいた御提案及び所管省庁からの回答一覧

※ 聞き間違いや理解不足による事実誤認を防ぐため、電話での受け付けは行っておりません。

※ 規制改革・行政改革以外の国の行政に関する苦情、意見・要望は「インターネットによる行政相談受付（総務省HP）

### 【御記入時の注意事項】

「※必須」の欄は必ず御記入の上、「内容確認」ボタンをクリックしてください（記入漏れがあると送信されません）。

個人の権利を侵害する御意見や誹謗中傷、政治関連のもの、内容が曖昧又は抽象的で検討が困難な提案等は検討対象としない場合がありますので、あらかじめお含みおきください。

### 【御提出後について】

いただいた御提案は、所管省庁で検討し、所管省庁の回答をHPで公開します。規制改革及び行政改革に関する御意見等のうち、早期に改革を実現すべき課題については、関係府省庁に対して早期に改革を促してまいります。規制改革及び行政改革以外の御意見等については、関係省庁が判明している場合は各省庁に、判明していない国の仕事に関する御相談は総務省が行う行政相談へ送付します。

必要事項を記入後、**[内容確認画面へ進む]**ボタンを押してください。

文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。使用された場合、一部特殊文字は規則に従い、自動的に置き換えて受信を行います。あらかじめ御了承ください。（詳細は「置き換え規則について」を御覧ください。）

1. 内容入力
2. 確認
3. 完了

○提案事項名（タイトル）  
（50字以内におまとめください。）

残り文字数50

※必須

《内閣府ホームページURL》

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>

（御記入に当たっての注意事項）

複数の提案を行う場合は、お手数ですが、1つの提案ごとに御記入の上、複数回に分けて御提出下さい。

○提案内容を端的に示す事項名(タイトル)を記入して下さい(50字以内)。

○提案の具体的内容  
(300字以内、できるだけ具体的に記入ください。)

※必須

残り文字数300

○提案理由  
(700字以内、できるだけ具体的に記入ください。可能な限り、提案が実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果についても、具体的に記載してください。(消費や投資の促進、コストの削減、許認可等取得期間の短縮など。))

※必須

残り文字数700

○当該規制の根拠となっているもの  
(不明の場合は「不明」を選択してください。)

法律や政令  省令  左記以外の制度  不明

※必須

○上記の具体的な根拠法令等  
(お分かりであれば)

残り文字数150

○提案者  
(個人又は会社・団体)

個人  会社・団体

※必須

○会社名・団体名を記入ください。  
(個人の場合は「個人」と記入ください。)

残り文字数60

※必須

○会社名・団体名の公表の可否  
(個人の場合は「個人(非公表)」を選択してください。)

公表  非公表  個人(非公表)

※必須

○提案者氏名(非公表)  
(会社・団体の場合は「担当者名」を記入ください。)

残り文字数60

※任意

○電話番号(非公表)

残り文字数40

※任意

○電子メールアドレス  
(非公表)

残り文字数60

※任意

○提案内容を、できるだけ具体的に記入して下さい(300字以内)。

・現状の規制・制度の問題点、改善の必要性・根拠をできるだけ具体的に記入して下さい(必ずしも法令上の問題でなくとも、規制的な運用に問題がある場合も含まれます。)

○提案理由をできるだけ具体的に、また、可能な限り、提案が実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果(消費や投資の促進、コストの削減、許認可等取得期間の短縮等)についても記載してください(700字以内)。

・提案が法令上の問題である場合には、根拠となる法令等による規制の撤廃を求める提案であるのか、数量等の規制の緩和を求める提案であるのか(数量等については、どこまで緩和する必要があるのか)を記入いただくと、提案の内容がより具体的になります。

・単に規制・制度を廃止するというだけでなく、どのような規制・制度に変えればよいのか等を記述するとより効果的です。

規制等の根拠となっているものを選択して下さい。不明の場合は「不明」を選択して下さい。

規制等の根拠、又は改正すべきであると考えられる法令等の名称及び該当条項等を記入して下さい。

提案者の別を選択して下さい。

団体・法人による提案の場合には、団体名・法人名を記入して下さい。  
個人での提案の場合は、「個人」と記入して下さい。

提案主体名の「公表」「非公表」の別を選択して下さい。提案内容は公表が前提です。  
※ 個人からの提案は、「提案主体名」欄に「個人」と記載されるのみで、氏名は公表されません。

複数の主体による共同提案である場合は、主な連絡担当となる方を記入して下さい。  
提案内容の詳細について当室から連絡・確認させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

